

第四次川越市総合計画 後期基本計画（原案）

第6章 環境

第6章 環境

施 策	No.34	環境活動の推進
	目的	環境に対する知識と理解を備え、市と協働して環境保全を進めていくための行動を 実践できるような、地域づくり・人づくりを行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・環境教育・環境学習の推進および普及・啓発活動の一環として、市民環境調査、星空観察の集い、こどもエコクラブ*の活動支援等を実施しています。
- 2・かわごえ環境ネット*等との協働により、地域全体の環境保全活動を展開しています。
- 3・清潔で住みよい魅力ある地域づくりを推進するため、市民、民間団体、事業者による地域清掃活動を支援しています。

課 題

- 1・市民一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践しやすいしくみづくりが必要です。
- 2・市民、民間団体、事業者、行政の各主体が、日常生活や事業活動と環境との関わりに気づき、それぞれの役割や責任を理解し、行動や参加をするための力を身につけることが必要です。
- 3・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の基本理念である環境保全活動、環境保全の意欲の増進および環境教育並びに協働取組の重要性を踏まえ、次世代の育成に取り組む必要があります。

*こどもエコクラブ：子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭・学校・地域など、身近でできる環境活動に取り組むクラブ。

*かわごえ環境ネット：本市の望ましい環境像を実現するために設立された、市民、民間団体、事業者および市の4者によるパートナーシップ組織。

1 環境教育・環境学習の推進（環境政策課）

- ①市民、民間団体、事業者との連携や協働を図りながら、環境教育・環境学習を進めます。また、幼児期からの環境教育・環境学習を推進し、環境問題、自然との共生等、環境への意識を育みます。

●関連[No.11 生涯学習活動の推進、No.47 住民自治の推進]

- ②各種メディアを活用し、誰にでも分かりやすい、環境保全に関する情報提供の充実を図ります。
- ③星空観察会や自然観察会など、身近な体験活動を通じて、環境保全の意欲を増進し、具体的な行動を促す体験型環境学習の機会の充実を図ります。

2 環境活動団体等への支援（環境政策課）

- ①市民、民間団体、事業者との協働による事業展開を図るとともに、情報交換、相互交流等により、各主体の環境保全活動を支援します。

●関連[No.47 住民自治の推進]

- ②かわごえ環境ネットとのパートナーシップの強化に努め、地域全体の環境保全活動を推進します。

●関連[No.47 住民自治の推進]

3 環境活動を実践する人材の育成・支援（環境政策課、資源循環推進課）

- ①専門的な技術や豊富な経験を持つ人材を積極的に活用し、環境活動を実践する人の育成や支援に努めます。
- ②地域清掃活動を行う市民、民間団体、事業者を支援し、清潔で住みよい魅力ある地域づくりの担い手を育成します。

●関連[No.39 地域コミュニティ活動の推進]

施策	No.35	地球温暖化対策の推進
	目的	地球環境にやさしく、二酸化炭素排出の少ないまちを実現すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- 1・地球温暖化の原因は、経済活動や日常生活に起因する温室効果ガス*排出過多にあります。このまま温暖化が進んでしまうと、気温上昇や異常気象の多発等により、市民生活や生態系への影響が懸念されるため、温室効果ガスの排出削減に向けた取組が急務となっています。
- 2・平成 27 (2015) 年の「パリ協定*」の採択以後、平成 28 (2016) 年に「地球温暖化対策計画*」が閣議決定されるなど、地球温暖化に対する取組が国内外で進められています。
- 3・「川越市環境マネジメントシステム*」に基づき、市の事業活動が環境に影響を与える各種要因について、継続的に改善を図っています。
- 4・本市は平成 19 (2007) 年 12 月に「川越市地球温暖化対策条例」を制定し、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向けた取組について、総合的かつ計画的に推進しています。

課 題

- 1・地球温暖化は、地球規模の環境問題であり、市民、民間団体、事業者、行政の各主体が役割に応じた取組を進める必要があります。
- 2・市の事業活動が、環境に与える影響を率先的かつ継続的に改善し、温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。
- 3・地球温暖化は既に始まっており、温暖化に起因する災害等に適切に対処するなどの適応策を講じる必要があります。

*温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙へ逃げる熱を吸収する性質をもつ気体のこと。二酸化炭素、メタン等がある。

*パリ協定：平成 27 (2015) 年 12 月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において採択された国際的な協定。令和 2 (2020) 年以降の温室効果ガス削減に取り組むための法的枠組みを定めたものの。

*地球温暖化対策計画：平成 28 (2016) 年 5 月、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づいて策定した我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制および吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について定めている。

*環境マネジメントシステム：Environmental Management System (EMS) のこと。組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための組織経営のしくみ。

1 環境マネジメントシステムの推進（環境政策課）

- ①「川越市環境マネジメントシステム」に基づき、市の事業におけるエネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図り、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、光熱費の削減やごみの減量等につなげます。

2 省エネルギーの推進（環境政策課）

- ①市民や事業者等の省エネルギーに対する意識の啓発を図るとともに、省エネ型の機器や住宅の普及・啓発事業を推進します。
- ②事業者に対し、環境に配慮しながら社会の持続的な発展を目指す環境経営を促進します。

3 再生可能エネルギー等の導入促進（環境政策課）

- ①身近にある太陽光・太陽熱を利用した機器や、利用時に温室効果ガスの排出が少ない水素を活用した機器等の普及を促進します。

4 その他の地球温暖化対策の推進（環境政策課）

- ①ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による温室効果ガスの排出を削減します。
- ②渋滞の緩和や環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池*自動車等）の普及を促進し、自動車からの温室効果ガスの排出抑制を図ります。
●関連[No.22 交通ネットワークの充実]
- ③二酸化炭素の吸収をはじめ、多様な緑の機能を生かすため、緑の保全や創出に努めます。
- ④国、県、他市町村等と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。
- ⑤想定を超える気温上昇や大雨等の極端な気象現象がもたらす熱中症や感染症等のリスクへの対策を図ります。

●関連[No.10 保健衛生・医療体制の充実、No.42 防災体制の整備]

*燃料電池：水素と酸素の化学反応により発電する装置。

施策	No.36	循環型社会の構築
	目的	資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷を減らしたまちを実現すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・リサイクル可能な布類の再資源化を推進するため、新たに布類の定時収集を開始するなど、資源ごみの排出機会拡充に取り組んでいます。
- 2・つばさ館*を活用し、循環型社会*に関するさまざまな啓発事業を実施しています。
- 3・既存の処理施設については、適正な維持管理に努めるとともに、老朽化している施設については長寿命化に向けた事業を推進しています。
- 4・産業廃棄物の排出量は国全体で見ると横ばい傾向にあります。市内に限ると大規模工事等の有無により増減しています。不適正処理は、全国的にも本市においても横ばい傾向であり、小規模な不法投棄等が依然として発生しています。
- 5・「川越市路上喫煙の防止に関する条例」の制定以降、加熱式たばこが普及傾向にあることを踏まえ、当該たばこを含んだ吸い殻等の散乱を防止するための啓発を行っています。

課題

- 1・プラスチックごみおよび食品ロスの削減等、さらなるごみの減量・資源化の促進に関する施策を進める必要があります。また、市民が資源ごみを分別・排出しやすい方法の検討が必要です。
- 2・老朽化している施設については長寿命化を図り、必要に応じた建替えの検討が必要です。
- 3・産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発および適正処理のさらなる推進が必要です。
- 4・路上喫煙禁止地区は、状況に応じて区域の見直しを行い、たばこの吸い殻等の散乱を防止する必要があります。

*つばさ館：「循環型社会形成推進基本法」の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、の3Rを推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに設置されている。

*循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

1 ごみの発生・排出抑制、分別の徹底（資源循環推進課）

- ①ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、社会・経済情勢や市の廃棄物処理の状況等を踏まえ検討します。
- ②出前講座の実施やつばさ館の活用等により、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の啓発を行い、循環型社会への市民意識の向上を図ります。

2 循環利用の推進（資源循環推進課、環境施設課）

- ①資源ごみの排出機会を拡充し、家庭から排出される可燃ごみのさらなる資源化を促進します。
- ②東清掃センターから排出される焼却残さのセメント原料化*、資源化センターから排出される焼却残さの再資源化、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に係る再商品化および処理困難物等の再資源化等により、ごみの循環利用を推進します。

3 一般廃棄物の適正処理（資源循環推進課、収集管理課、環境施設課）

- ①老朽化が進む東清掃センターの長寿命化対策を推進するとともに、環境衛生センターは、し尿や浄化槽汚泥の処理量の推移を考慮した、適正規模の施設更新を検討します。
- ②最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、二期工事を含めた今後の在り方について検討します。さらに、今後老朽化が進む既存設備の更新について検討します。
- ③廃棄物の排出機会拡充に向けた収集運搬体制を整備するとともに、高齢者や障害のある人に対応した収集の充実を推進します。
- ④地域住民や関係機関との連携を図り、不法投棄の未然防止、早期発見および早期対応に努めます。
- ⑤環境美化を維持するため、啓発活動を実施するとともに、民間団体との連携を図ることで、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に努めます。

4 産業廃棄物の適正処理（産業廃棄物指導課）

- ①排出事業者に対して、産業廃棄物の減量や資源化の普及・啓発を推進します。
- ②排出事業者や処理事業者へ立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を促進します。
- ③監視パトロールを実施することにより、不法投棄等の不適正処理を未然に防止し、早期発見、早期対応に努めます。

*焼却残さのセメント原料化：廃棄物の焼却後に残る、焼却灰等をセメントの原料として再利用すること。

施策	No.37	自然共生の推進
	目的	自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐこと。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・緑地の保全を図るため、保存樹林制度*の指定面積拡大に努めています。
- 2・市民との協働による市民花壇の運営、緑の募金を活用した緑化事業、苗木配布事業や緑のカーテンの普及事業など、緑化に関する取組や啓発、支援を行っています。
- 3・水辺を活用した啓発事業として、水生生物等の観察会を実施し、水辺環境に関する市民の理解を深めています。
- 4・野生生物の調査や講座等を行い、生物多様性*についての啓発活動を行っています。

課題

- 1・市民等が樹林地の保全活動等をしやすいしくみづくりが必要です。
- 2・緑の創出には市民等の協力が不可欠であり、緑化に関する多様な情報を提供するとともに、コミュニケーションの場を増やす取組の検討が必要です。
- 3・市街地において、市民が身近な場所で緑を楽しむ空間の確保が必要です。
- 4・地域の特性に応じた、生物多様性の保全についての検討や啓発活動が必要です。

*保存樹林制度：市内に残る貴重な緑地を保全し、潤いと安らぎのあるまちとするため、一定基準を満たす樹林地を指定する制度。所有者に対し保全に要する費用の一部として奨励金を交付している。

*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

1 樹林地の保全と活用（環境政策課）

- ①保存樹林や市民の森としての指定や、「都市緑地法」等による区域指定を行うことにより、樹林地の保全について強化を図ります。また、市民等が樹林地を主体的に管理するしくみづくりを進めます。
- ②樹林地を活用した施策を進め、市民の緑に対する理解を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するよう努めます。

2 緑の創出（環境政策課）

- ①市民花壇による花いっぱい運動など、市民、民間団体、事業者と協力して取り組み、緑化を推進します。
- ②公共施設や道路等の緑化を推進するとともに、事業所や一般家庭の緑化を促進します。
●関連[No.20 景観まちづくりの推進、No.21 道路交通体系の整備]
- ③市街地において、防災機能を有するオープンスペースとして身近な場所で緑を楽しむ空間を確保します。
●関連[No.26 公園・緑地の充実、No.42 防災体制の整備]

3 水辺環境の保全（環境政策課）

- ①地域住民や関係機関との連携を図り、水辺を活用した啓発事業を実施することで、市民参加による保全活動等を支援・推進するとともに、市民の水辺環境に対する理解を深め、水辺環境の保全に努めます。
●関連[No.26 公園・緑地の充実]

4 生物多様性の保全（環境政策課）

- ①市内に生息する野生生物の分布等を調査し、生物多様性の保全に努めます。
- ②生物の多様性を保全するため、鳥獣の保護管理や特定外来生物*の防除に努めます。
- ③講座を開催するなど、生物多様性の保全についての啓発活動を継続します。

*特定外来生物：海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

施策	No.38	生活環境の保全
	目的	健やかな暮らしができる環境を確保すること。

施策を取り巻く状況

現状

- 1・大気、水、土壌に関する環境対策として、汚染状況の監視、発生源となる事業所への指導を行っています。
- 2・大気環境は、光化学オキシダント*のみが環境基準*を達成できない状況が続いています。
- 3・河川の水質環境の指標である BOD*については、環境基準を概ね達成していますが、一部地点において達成できない年があります。
- 4・騒音、振動、悪臭に関する環境対策として、発生源となる事業所への指導を行っています。また、市内主要道路の自動車騒音を監視しています。
- 5・化学物質の排出状況を把握し、公表しています。

課題

- 1・光化学オキシダントの削減に向けた取組を実施する必要があります。
- 2・BOD 環境基準達成率が 100%を維持できるよう、生活排水対策を進めていく必要があります。

*光化学オキシダント：自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質であり、光化学スモッグの原因となる。

*環境基準：人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

*BOD：Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量のこと。水質指標の一つ。水中の有機物等の量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。

1 大気環境対策（環境対策課）

- ①大気汚染状況の継続監視や、焼却炉等発生源への指導および啓発を行います。
- ②光化学オキシダントに対する監視を継続し、国等と連携して削減に向けた取組を実施します。

2 水・土壌環境対策（環境対策課）

- ①生活排水対策として、単独処理浄化槽*等から合併処理浄化槽*への転換を支援するとともに、浄化槽の維持管理に関する指導および啓発を行います。
 - 関連[No.25 公共下水道事業の充実、No.30 農業の振興]
- ②河川や土壌、地下水の汚染状況の継続監視とともに、汚濁発生源への指導および啓発を行います。

3 騒音・振動・悪臭対策（環境対策課）

- ①騒音・振動・悪臭に関する発生源への指導および啓発を行います。
- ②市内主要道路の自動車騒音の継続監視を行います。

4 化学物質等の環境リスク対策の推進（環境対策課）

- ①化学物質の排出状況を把握し公表するとともに、啓発を行います。
- ②新たな環境汚染物質に対して、適切に対応します。

*単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽。

*合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れの量を約8分の1に減らすことができる。